

衆議院安全保障委員会ニュース

【第211回国会】令和5年4月7日（金）、第6回の委員会が開かれました。

1 浜田防衛大臣から発言がありました。

- 2 ①日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案（内閣提出第33号）
②日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案（内閣提出第34号）
- ・両案に対し、赤嶺政賢君（共産）が討論を行いました。
 - ・①について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民 反対－共産）
 - ・②について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民 反対－共産）

3 連合審査会開会申入れに関する件

- ・我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案（内閣提出第1号）について、財務金融委員会に連合審査会の開会を申し入れることに協議決定しました。

4 国の安全保障に関する件

- ・林外務大臣、浜田防衛大臣、山田外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。（質疑者）玄葉光一郎君（立憲）、浅川義治君（維新）、三木圭恵君（維新）、篠原豪君（立憲）、斎藤アレックス君（国民）、渡辺周君（立憲）、赤嶺政賢君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

玄葉光一郎君（立憲）

（1） 陸自ヘリの航跡消失

ア 航跡消失した陸自ヘリ（UH-60JA）の機体についての浜田防衛大臣の評価

イ 消失前に中国海軍艦艇が沖縄本島と宮古島との間の海域を通過したこととの関連性

（2） 軍縮・不拡散及び軍備管理

ア 中国を含む軍縮・不拡散及び軍備管理に関する枠組み構築の必要性についての浜田防衛大臣の見解

イ 2023（令和5）年4月の日中外相会談における軍縮・不拡散及び軍備管理についての協議の有無

ウ 国家安全保障戦略における「中国の急速な軍事力の強化及び軍事活動の拡大に関しては、国際的な軍備管理・軍縮等の努力に建設的な協力を行うよう強く働きかける」旨の記述を踏まえた中国に対する働きかけ及びその意思の有無

エ 軍縮・不拡散及び軍備管理の分野における広島サミットでの発信についての林外務大臣の見解

（3） ロシアによるベラルーシへの戦術核兵器の配備

ア 核不拡散条約（NPT）との関連性

イ ロシアによるベラルーシへの戦術核兵器の配備と、米国とのNATOとのいわゆる「核共有」との相違点

ウ 米国との核共有体制をとっているNATO5か国にNPT発効後に戦術核兵器が配備された事例

（4） 米国の拡大抑止

ア 日米間での核共有について日本政府が議論する考えがない理由

- イ 拡大抑止の実効性についての浜田防衛大臣の見解
- ウ 閣僚レベルでの拡大抑止協議の実施の有無
- エ 核軍縮・不拡散をリードする日本が、核共有の導入というNPTを崩壊させかねない又は疑念を持たれかねないような立場に立つことは避けるべきとの考えに対する浜田防衛大臣の見解

浅川義治君（維新）

- (1) 岸田内閣総理大臣のウクライナ訪問
 - ア 政府専用機ではなくチャーター機を利用した理由
 - イ チャーター機を運航する会社の選択基準
- (2) 防衛省の情報公表基準
 - ア 識別不能物体を確認した記録の公表基準が事務次官通達であることについての浜田防衛大臣の把握状況
 - イ 事務次官通達発出の際の防衛大臣決裁の有無
 - ウ 情報公開の判断に防衛省政務三役が携わっていないことについての浜田防衛大臣の見解
 - エ 警戒監視等の情報を分析する際の「いろいろな情報と突き合わせる」ことの具体的な内容
 - オ 分析した後に国民に情報を公開するか否かの防衛大臣による判断の有無
 - カ 情報公開基準である事務次官通達が最初に発出された時期及びそれ以前における情報公開についての判断主体
- (3) 外務省の情報公開基準
 - ア 外務省に情報公開基準が文書として無いことについての林外務大臣の認識の有無
 - イ アの文書が外務省に無い理由
 - ウ 情報公開を必要に応じて判断する旨を記載した文書の有無
 - エ ウの判断を行う者及び最終決裁者を決定する者の役職
 - オ 防衛省の情報公開基準である事務次官通達と同種の指針の有無

三木圭恵君（維新）

- (1) 国民保護の訓練・啓発を所管する総務省及び内閣官房における担当部署の取組状況
- (2) 先島諸島の住民避難を想定した初の図上訓練
 - ア 住民避難のための輸送力確保についての方針
 - イ 要介護者への支援体制や避難先の宿泊場所の確保等の課題についての解決方針
 - ウ 国民保護対策を万全にするためのロードマップの作成の有無
- (3) 政府が武力攻撃予測事態を早期に認定し早い段階で国民保護法制を適用できるようにする必要性
- (4) 避難施設
 - ア 国民保護法第150条に規定される避難施設に関する調査・研究の取組内容
 - イ 緊急一時避難施設の強靱化について早急に対処する必要性
- (5) 国民保護の特殊標章
 - ア 特殊標章を国民に対して周知徹底する必要性
 - イ 特殊標章に関する知識を学校教育で教える必要性
- (6) 有事の際に国民を危険から安全に避難させるための浜田防衛大臣の決意
- (7) 中国による日本国内への「海外警察サービスセンター」の設置
 - ア 前回質問時以降の外務省の調査状況
 - イ 中国外務省が在外警察サービスセンターの存在を否定したことに対する外務省の見解
 - ウ 中国人の人権を侵害し、かつ我が国の主権に対する脅威となっている海外警察サービスセンターについて政府として厳正に対処する必要性

篠原豪君（立憲）

（１） 反撃能力

- ア 相手国からの第一撃には迎撃ミサイルで対応することを原則とし、更なる攻撃に対処するために反撃能力を行使するとの考え方を政府がとっていることの当否
 - イ 我が国の専守防衛は国際的な正当性を獲得し世界から評価されているとの見方についての浜田防衛大臣の見解及び専守防衛を今後も堅持していく考えの有無
 - ウ 政府が存立危機事態においても反撃能力を行使することが可能と主張するならば国家防衛戦略で示された反撃能力の定義に存立危機事態を含めるための記述が必要であるとの考えに対する浜田防衛大臣の見解
 - エ 存立危機事態において我が国へのミサイル攻撃阻止以外の目的で我が国がスタンドオフミサイルを使用することが想定される具体的状況
 - オ 存立危機事態における反撃能力の行使が合憲となる理由
 - カ 他国の領域における武力行動で三要件に該当するものの具体的内容
 - キ 反撃能力行使の具体的なケースを明示して議論する必要性
 - ク 反撃能力の行使は法理上可能とする 1956 年の政府見解が存立危機事態にもそのまま当てはまると主張する理由
- （２） 我が国が日豪円滑化協定の下でオーストラリア有事に際して全面的な集団的自衛権に踏み込まないことを確保するための方策

斎藤アレックス君（国民）

（１） 集団的自衛権による反撃能力の行使

- ア 反撃能力を行使する事態を具体例で示す必要性についての浜田防衛大臣の見解
- イ 反撃能力を行使する可能性のある具体例を示すことが我が国の安全保障上有益であるとの意見に対する浜田防衛大臣の見解

（２） 中台関係

- ア 2023（令和 5）年 4 月の日中外相会談における中台関係に関するやり取りの有無及びその内容
- イ 台湾海峡の平和と安定のために重要な点についての林外務大臣の見解
- ウ 日本及び米国の中台問題に対する基本的な立場
- エ 台湾海峡の平和と安定のための日本の役割

（３） 自衛隊におけるドローン活用と電波法の関係

- ア 自衛隊のドローンの活用が電波法により制限を受けている事実の有無
- イ ドローンの本格的な活用を見据えた電波法の改正や特例措置の整備等の必要性についての防衛省の認識

渡辺周君（立憲）

（１） 陸自ヘリの航跡消失

- ア 最新の捜索状況
- イ 行方不明になったヘリコプターと管制との交信状況及びブラックボックスの回収など今後の調査の見通し

（２） 政府安全保障能力強化支援（OSA）

- ア フィリピン、フィジー、バングラデシュ及びマレーシアがOSAの対象として検討されている理由
- イ アの4か国がOSAの対象として検討されていることは、我が国との防衛関連協定の締結の有無

- よりも地政学的な理由が優先されているとの指摘に対する外務省の見解
- ウ フィリピンをOSAの対象とするに当たって、情報保護協定や装備移転協定を事前に締結しておく必要性についての林外務大臣及び浜田防衛大臣の見解
 - エ 習近平中国国家主席のロシア訪問及び中国がロシアとウクライナの仲介役となる可能性についての外務省の分析
 - オ 今後、中国、ロシア及び北朝鮮の3か国の脅威を同時に想定しておく必要性についての浜田防衛大臣の認識
 - カ 対ロシア政策におけるインドの重要性についての林外務大臣の認識

赤嶺政賢君（共産）

中国の偵察気球の米国による撃墜

- ア 撃墜する前に気球の針路変更、退去、着陸又は着水を促すなど米国の対応の有無
- イ 米国の対応は国際慣習及び国際法を踏まえたものとは言えない可能性
- ウ 米国が戦後他国の領空侵犯を繰り返した事実についての林外務大臣の認識
- エ 我が国が撃墜に対して「理解」にとどまらず「支持」を表明したことが米国のダブルスタンダードを追認することになる可能性
- オ 撃墜を選択したことが中国の反発を招き、問題の解決を遠ざける結果となった可能性についての林外務大臣の見解
- カ 我が国はいかなる国際法違反も後押しすべきでなく、それが我が国に同様の行為をさせないことに繋がるとの考えに対する林外務大臣の見解
- キ 対領空侵犯措置の武器使用の緩和を法解釈の変更で可能とする理由についての浜田防衛大臣の見解